

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠 原 隆

(公印省略)

避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について（通知）

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所等としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。文部科学省の有識者会議による提言[※]においては、避難所となる学校施設の防災機能の強化について、学校施設ごとに避難所として求めるべき役割・備えるべき機能・施設の利用計画等を明確化し、優先順位をつけ整備することで、ハード面だけではなく、ソフト面と一体となった整備を行うことが重要とされています。

この度、文部科学省では、避難所に必要な防災機能設備等の確保状況の把握を目的に、「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」を実施し、別紙のとおり公表しましたのでお知らせします。

なお、今回新たに調査した項目のうち、冷房機器の確保状況について 64.9%であることが明らかとなりましたが、別の公立学校施設の空調（冷房）設備の設置状況に係る調査（令和 4 年 9 月 1 日現在）では、体育館等への設置は約 2 割に留まっています。これは今回の調査が、災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館のほか、会議室や教室等を含む）に、利用可能な冷房機器を保有している部屋が一部屋以上あれば保有しているものと取り扱っているためですが、近年の気候変動の影響による平均気温上昇を踏まえた熱中症対策の観点から、災害時に主な避難先となる体育館への設置を引き続き推進していく必要があります。また、冷房機器以外の防災機能の各項目（別添 1）についても、おおむね 6～8 割程度の調査結果となっていますが、災害時における学校施設の利用方針等を踏まえ、災害時に必要となる容量や個数などを平時から確認しておくことも重要です。

ついては、本調査結果を防災担当部局等と共有した上で、各地域の実情等を踏まえ、防災担当部局及び地域の関係者等との適切な協力体制の構築を図るとともに、関係報告書（別添 2）等も適宜参照いただきながら、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するようよろしくお願いいたします。学校施設の防災機能の強化を図るための工事に係る財政支援制度については、（別添 3）を御活用ください。また、災害が発生した場合に保有する防災機能を適切に活用できるよう、設備・物品の点検や訓練を定期的に行うようお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会に対して周知を図るようお願いします。

加えて、本調査結果については、内閣府（防災担当）を通じて各都道府県の防災担当部局に対しても周知していることを申し添えます。

※「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成 28 年 7 月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

[本件連絡先]	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当）付 施設防災企画係 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話：03-5253-4111（内線3184）
---------	---



令和5年7月12日

避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果についてお知らせします

文部科学省では、学校施設における防災機能の向上の観点から、避難所となる全国の公立学校施設の防災機能設備等の確保状況等について調査しています。このたび、令和4年12月1日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 調査の項目

- ・調査対象：全国の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び上記の公立学校の設置者
※分校は1校として扱い、休校中の状態の学校、仮設・工事中の校舎は、調査対象外
- ・調査時期：令和4年12月1日現在
- ・調査内容：以下の2項目について調査を実施
 - ・避難所としての指定状況及び学校施設の利用方針の策定状況
 - ・避難所となる公立学校施設の防災機能設備等の確保状況※ 防災機能設備等を敷地内に保有しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、防災機能設備等を優先して利用できることとなっている学校

2. 調査結果の概要（〔 〕内は前回調査（平成31年4月1日現在）の数値）

- ・避難所に指定されている学校数^{※1} 29,856 (91.5%)^{※2} [91.2%]
※1 災害対策基本法に基づく指定避難所のほか、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む。
※2 ()内は調査対象の学校数32,644に対する割合。
- ・学校施設の利用方針を策定している学校数 20,564 (68.9%)^{※3} [51.3%]
※3 ()内は避難所に指定されている学校数29,856に対する割合。
- ・各防災機能^{※4}を確保している学校数

備蓄倉庫等	24,484 (82.0%) ^{※5}	[78.1%]
非常用発電機等	21,859 (73.2%)	[60.9%]
飲料水の確保対策	24,109 (80.8%)	[73.7%]
冷房機器	19,390 (64.9%)	[-]
暖房機器	23,686 (79.3%)	[-]
ガス設備等	21,895 (73.3%)	[57.1%]
通信設備	24,765 (82.9%)	[80.8%]
断水時のトイレ対策	21,980 (73.6%)	[58.3%]

※4 各項目の詳細については別紙（p2）「3. 避難所に指定されている学校の防災機能設備等の確保状況」を参照。

※5 ()内は避難所に指定されている学校数29,856に対する割合。

3. 今後の施策の対応方策

- ・地方公共団体において、引き続き、教育委員会と防災担当部局等との適切な連携・協力体制を構築し、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう通知を発出することとしています。
- ・また、本調査結果等を踏まえ、引き続き、関係府省庁と連携し、様々な機会を通じ、教育委員会と防災担当部局等が連携して学校施設の防災機能の強化を行うことの重要性等について、普及啓発に努めるとともに、学校施設の防災機能の強化に資する整備に対して財政的な支援を行うなど、地方公共団体の取組を支援していきます。

【参考】公立学校施設のバリアフリー化及び空調（冷房）設備設置の状況について

- ・避難所となる学校施設の機能として重要となるバリアフリー化については、別途、バリアフリー化の実態調査の結果を公表しており、詳細は以下のとおりです。
なお、この調査は国公立の小中学校等及び特別支援学校を対象としております。
学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（令和4年9月1日時点）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01164.html



- ・公立学校施設の空調（冷房）設備の設置状況については、別途調査を実施し、普通教室・特別教室・体育館等それぞれの空調設置率を公表しています。
公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況について（令和4年9月1日時点）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mext_01278.html



＜担当＞ 大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付			
参事官(施設防災担当)	後藤	勝	(内線 2311)
災害対策企画官	梅崎	聖	(内線 2988)
参事官補佐	亀井	武志	(内線 3183)
施設防災企画係長	勝又	真理子	(内線 3184)
企画係	三浦	佳祐	(内線 3677)

電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-3184（直通）

避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査の結果について

1. 避難所に指定されている学校数

	小中学校 ^{※1}			高等学校 ^{※2}			特別支援学校			計		
	公立 学校数 (校)	避難所 指定 学校数 (校)	割合 (%)	公立 学校数 (校)	避難所 指定 学校数 (校)	割合 (%)	公立 学校数 (校)	避難所 指定 学校数 (校)	割合 (%)	公立 学校数 (校)	避難所 指定 学校数 (校)	割合 ^{※3} (%)
避難所指定学校数 ^{※4}	28,027	26,504	94.6	3,528	2,764	78.3	1,089	588	54.0	32,644	29,856	91.5 (91.2)

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

※3：（ ）内は、平成31年4月の数値

※4：災害対策基本法に基づく指定避難所のほか、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む

2. 避難所に指定されている学校における学校施設の利用方針の策定状況

	小中学校 ^{※1}			高等学校 ^{※2}			特別支援学校			計		
	避難所 指定 学校数 (校)	利用方針 策定済み 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	利用方針 策定済み 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	利用方針 策定済み 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	利用方針 策定済み 学校数 (校)	割合 ^{※3} (%)
利用方針策定済み ^{※4}	26,504	18,257	68.9	2,764	1,879	68.0	588	428	72.8	29,856	20,564	68.9 (51.3)

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

※3：（ ）内は、平成31年4月の数値

※4：割合は、避難所指定されている学校数に対する数値

(参考) 学校施設の利用方針：地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎及び屋内運動場、校庭等をどのように利用するか定めた方針や計画で、教育活動の再開を見据えて地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を区分した上で、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定してあるもの

3. 避難所に指定されている学校の防災機能設備等の確保状況

災害時に避難所となる公立学校施設について、防災機能設備等を敷地内に保有しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、防災機能設備等を優先して利用できることとなっている学校数について調査を実施。

	小中学校※ ¹			高等学校※ ²			特別支援学校			合計		
	避難所指定学校数(校)	確保学校数(校)	割合(%)	避難所指定学校数(校)	確保学校数(校)	割合(%)	避難所指定学校数(校)	確保学校数(校)	割合(%)	避難所指定学校数(校)	確保学校数(校)	割合※ ³ (%)
備蓄倉庫等※ ⁴	26,504	22,269	84.0	2,764	1,784	64.5	588	431	73.3	29,856	24,484	82.0 (78.1)
非常用発電機等※ ⁵		19,612	74.0		1,745	63.1		502	85.4		21,859	73.2 (60.9)
飲料水の確保対策※ ⁶		21,771	82.1		1,868	67.6		470	79.9		24,109	80.8 (73.7)
冷房機器※ ⁷		17,793	67.1		1,290	46.7		307	52.2		19,390	64.9 (-)
暖房機器※ ⁸		21,265	80.2		1,982	71.7		439	74.7		23,686	79.3 (-)
ガス設備等※ ^{9,10}		20,029	75.6		1,473	53.3		393	66.8		21,895	73.3 (57.1)
通信設備※ ¹¹		22,490	84.9		1,892	68.5		383	65.1		24,765	82.9 (80.8)
断水時のトイレ対策※ ¹²		20,187	76.2		1,420	51.4		373	63.4		21,980	73.6 (58.3)

※¹ : 義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※² : 中等教育学校（後期課程）を含む

※³ : ()内は、平成31年4月の数値

※⁴ : 備蓄倉庫や他の用途と兼用した備蓄スペースを、敷地や建物内に設置してある学校のほか、学校の近隣に設置してある学校や、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により備蓄体制を確保している学校（飲料水のための協定等の場合は「飲料水」を含む）

※⁵ : 自家発電設備（可搬式の発電機を含む）、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、風力発電設備、小水発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等）、蓄電池（電気自動車（EV）含む）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている学校

※⁶ : 耐震性貯水槽（高架水槽や受水槽等）、プールの浄水装置（可搬式のもの等）、井戸等を敷地内に保有する施設のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、優先して飲料水（ペットボトル等の備蓄を含む）を確保できる学校

※⁷ : 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷房機器（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））を保有している学校（利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により冷房機器を優先的に利用できることとなっている学校

※⁸ : 災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な暖房機器（ストーブ等可搬式のものを含む）を保有している学校（利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により暖房機器を優先的に利用できることとなっている学校

※⁹ : 災害時に利用可能な薪やペレット等を燃料とした設備のほか、自家発電設備、冷暖房機器、調理設備（カセットコンロ等可搬式のものを含む）を含む

※¹⁰ : LPガス設備が設置されている学校や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校、通常時に都市ガスを利用し、災害時にLPガスを使うようガス変換器の接続口を整備している学校、カセットコンロ等を備蓄している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備を優先して利用できることとなっている学校

※¹¹ : 災害時に通信可能な設備や装置（防災行政無線、災害時優先電話、MCA無線（マルチチャンネルアクセス無線）、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等）を設置している学校（単方向通信のものを含む）

※¹² : マンホールトイレや、プールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレ（配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、パケツリレーで使用する学校は除く）がある学校、携帯トイレや簡易トイレ等を備蓄している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている学校

【参考】

	小中学校 ^{※1}			高等学校 ^{※2}			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 ^{※3} (%)
備蓄倉庫等		22,269	84.0		1,784	64.5		431	73.3		24,484	82.0 (78.1)
うち備蓄倉庫等を学校の敷地や建物内に保有 ^{※4}		19,338	73.0		1,570	56.8		398	67.7		21,306	71.4 (64.0)
うち協定等による優先利用により確保 ^{※5}		4,104	15.5		289	10.5		69	11.7		4,462	14.9 (14.1)
非常用発電機等		19,612	74.0		1,745	63.1		502	85.4		21,859	73.2 (60.9)
うち非常用発電機等を保有 ^{※6}		17,001	64.1		1,532	55.4		474	80.6		19,007	63.7 (56.0)
①石油（ガソリン、軽油等）対応の発電機等保有		11,011	41.5		1,179	42.7		406	69.0		12,596	42.2 (-)
②LPガス対応の発電機等を保有		6,797	25.6		265	9.6		106	18.0		7,168	24.0 (-)
③都市ガス対応の発電機等を保有		166	0.6		75	2.7		18	3.1		259	0.9 (-)
④再生可能エネルギー設備（太陽光、風力、小水力、バイオマス等）を保有		4,435	16.7		381	13.8		100	17.0		4,916	16.5 (-)
うち協定等による優先利用により確保 ^{※7}		6,304	23.8		347	12.6		90	15.3		6,741	22.6 (4.9)
飲料水の確保対策		21,771	82.1		1,868	67.6		470	79.9		24,109	80.8 (73.7)
うち耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を敷地内に保有		7,748	29.2		674	24.4		161	27.4		8,583	28.7 (28.9)
うちペットボトル等の備蓄により飲料水を確保		16,956	64.0		1,449	52.4		421	71.6		18,826	63.1 (30.5)
うち協定等による優先利用により確保 ^{※8}		8,552	32.3		414	15.0		98	16.7		9,064	30.4 (14.3)
冷房機器		17,793	67.1		1,290	46.7		307	52.2		19,390	64.9 (-)
うち災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等に、利用可能冷房機器を保有 ^{※9}		15,246	57.5		1,178	42.6		294	50.0		16,718	56.0 (-)
うち協定等による優先利用により確保 ^{※10}		4,119	15.5		231	8.4		56	9.5		4,406	14.8 (-)
暖房機器		21,265	80.2		1,982	71.7		439	74.7		23,686	79.3 (-)
うち災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等に、利用可能な暖房機器を保有 ^{※11}		19,768	74.6		1,880	68.0		428	72.8		22,076	73.9 (-)
うち協定等による優先利用により確保 ^{※12}		5,002	18.9		260	9.4		62	10.5		5,324	17.8 (-)
ガス設備等 ^{※13}		20,029	75.6		1,473	53.3		393	66.8		21,895	73.3 (57.1)
うちガス設備等を保有 ^{※14}		18,078	68.2		1,328	48.0		356	60.5		19,762	66.2 (34.3)
①LPガス対応のガス設備を保有		15,705	59.3		1,079	39.0		278	47.3		17,062	57.1 (-)
②都市ガス対応のガス設備を保有		3,207	12.1		274	9.9		94	16.0		3,575	12.0 (-)
③冷暖房機器として利用可能なガス設備等を保有		4,059	15.3		301	10.9		96	16.3		4,456	14.9 (-)
④調理設備（ガスコンロ、カセットコンロ給湯器等）として利用可能なガス設備等を保有		15,382	58.0		1,170	42.3		329	56.0		16,881	56.5 (-)
うち協定等による優先利用により確保 ^{※15}		6,231	23.5		292	10.6		64	10.9		6,587	22.1 (9.9)
通信設備		22,490	84.9		1,892	68.5		383	65.1		24,765	82.9 (80.8)
うち相互通信が可能な設備を設置		19,308	72.8		1,557	56.3		333	56.6		21,198	71.0 (62.4)
断水時のトイレ対策		20,187	76.2		1,420	51.4		373	63.4		21,980	73.6 (58.3)
うちマンホールトイレを設置		5,478	20.7		167	6.0		46	7.8		5,691	19.1 (14.8)
うち断水時にプールの水や雨水等を洗浄水として利用できるトイレを設置 ^{※16}		2,340	8.8		171	6.2		38	6.5		2,549	8.5 (2.3)
うち携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄によりトイレ対策を確保		17,384	65.6		1,065	38.5		325	55.3		18,774	62.9 (41.3)
うち協定等による簡易トイレや仮設トイレ等の優先利用により確保 ^{※17}		6,648	25.1		332	12.0		72	12.2		7,052	23.6 (-)

- ※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む
- ※2：中等教育学校（後期課程）を含む
- ※3：（ ）内は、平成31年4月の数値（前回調査において、各項目の内数については重複不可としていたため、今回の調査と一概には比較できない）
- ※4：他の用途と兼用した備蓄スペースを確保している学校を含む
- ※5：飲料水のみ協定等の場合は「飲料水」を含む
- ※6：可搬式の自家発電設備、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等）、蓄電池（電気自動車（EV含む））を保有する学校
- ※7：近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている学校
- ※8：敷地外の近隣の貯水槽等や民間事業者との協定等により、優先して飲料水（お茶、経口補水液、スポーツドリンク等を含む）を確保できる学校
- ※9：災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷房機器（スポットクーラー等可搬式のものを含む）（扇風機は除く）を保有している学校（利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）
- ※10：近隣の公共施設や民間事業者との協定等により冷房機器を優先的に利用できることとなっている学校（スポットクーラー等可搬式のものを含む）（扇風機は除く）
- ※11：災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な暖房機器（ストーブ等可搬式のものを含む）を保有している学校（利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）
- ※12：近隣の公共施設や民間事業者との協定等により暖房機器を優先的に利用できることとなっている学校（ストーブ等可搬式のものを含む）
- ※13：災害時に利用可能な薪やペレット等を燃料とした設備のほか、自家発電設備、冷暖房機器、調理設備（カセットコンロ等可搬式のものを含む）を含む
- ※14：LPガス設備が設置されている学校や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校、通常時に都市ガスを利用し、災害時にはLPガスを使えるようガス変換器の接続口を整備している学校
- ※15：近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備（可搬式のものを含む）を優先して利用できることとなっている学校
- ※16：配管の工夫等により使用できる学校（バケツリレーで使用する学校は除く）
- ※17：近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている学校

注）内数として記載された各項目に重複して該当する学校については、該当する項目にそれぞれ計上している

【補足データ】避難所に指定されている学校の防災機能設備等の確保状況（都道府県別）

(1) 備蓄倉庫等

都道府県	小中学校※1			高等学校※2			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)
01北海道	1,445	1,144	79.2	181	102	56.4	45	26	57.8	1,671	1,272	76.1
02青森県	392	276	70.4	44	31	70.5	4	1	25.0	440	308	70.0
03岩手県	397	259	65.2	53	21	39.6	4	2	50.0	454	282	62.1
04宮城県	547	512	93.6	55	26	47.3	5	2	40.0	607	540	89.0
05秋田県	270	185	68.5	41	4	9.8	10	5	50.0	321	194	60.4
06山形県	315	225	71.4	41	22	53.7	7	4	57.1	363	251	69.1
07福島県	535	304	56.8	51	9	17.6	5	3	60.0	591	316	53.5
08茨城県	659	542	82.2	63	63	100.0	20	20	100.0	742	625	84.2
09栃木県	470	389	82.8	31	14	45.2	0	0	—	501	403	80.4
10群馬県	448	340	75.9	57	25	43.9	9	4	44.4	514	369	71.8
11埼玉県	1,201	1,184	98.6	137	102	74.5	36	28	77.8	1,374	1,314	95.6
12千葉県	1,084	1,082	99.8	117	110	94.0	29	24	82.8	1,230	1,216	98.9
13東京都	1,879	1,846	98.2	163	163	100.0	56	55	98.2	2,098	2,064	98.4
14神奈川県	1,213	1,213	100.0	57	57	100.0	29	29	100.0	1,299	1,299	100.0
15新潟県	645	562	87.1	81	36	44.4	16	5	31.3	742	603	81.3
16富山県	248	224	90.3	38	28	73.7	9	8	88.9	295	260	88.1
17石川県	279	239	85.7	42	42	100.0	6	6	100.0	327	287	87.8
18福井県	256	199	77.7	14	2	14.3	0	0	—	270	201	74.4
19山梨県	240	215	89.6	23	19	82.6	4	3	75.0	267	237	88.8
20長野県	514	381	74.1	56	4	7.1	9	4	44.4	579	389	67.2
21岐阜県	506	444	87.7	59	29	49.2	15	8	53.3	580	481	82.9
22静岡県	721	705	97.8	77	70	90.9	18	16	88.9	816	791	96.9
23愛知県	1,318	1,299	98.6	143	101	70.6	25	12	48.0	1,486	1,412	95.0
24三重県	469	429	91.5	37	37	100.0	4	4	100.0	510	470	92.2
25滋賀県	308	253	82.1	38	7	18.4	8	3	37.5	354	263	74.3
26京都府	502	458	91.2	51	28	54.9	16	13	81.3	569	499	87.7
27大阪府	1,413	1,306	92.4	132	129	97.7	21	21	100.0	1,566	1,456	93.0
28兵庫県	1,055	826	78.3	131	61	46.6	22	17	77.3	1,208	904	74.8
29奈良県	282	238	84.4	35	24	68.6	10	6	60.0	327	268	82.0
30和歌山県	329	273	83.0	38	34	89.5	2	2	100.0	369	309	83.7
31鳥取県	123	123	100.0	19	19	100.0	5	5	100.0	147	147	100.0
32島根県	279	166	59.5	32	3	9.4	12	4	33.3	323	173	53.6
33岡山県	510	397	77.8	54	36	66.7	12	9	75.0	576	442	76.7
34広島県	609	494	81.1	60	59	98.3	7	7	100.0	676	560	82.8
35山口県	331	233	70.4	33	20	60.6	6	5	83.3	370	258	69.7
36徳島県	238	220	92.4	33	33	100.0	6	6	100.0	277	259	93.5
37香川県	208	182	87.5	26	26	100.0	2	1	50.0	236	209	88.6
38愛媛県	395	330	83.5	53	35	66.0	9	7	77.8	457	372	81.4
39高知県	277	227	81.9	33	33	100.0	10	10	100.0	320	270	84.4
40福岡県	1,015	763	75.2	92	20	21.7	18	10	55.6	1,125	793	70.5
41佐賀県	240	143	59.6	35	5	14.3	2	0	0.0	277	148	53.4
42長崎県	418	258	61.7	52	9	17.3	8	2	25.0	478	269	56.3
43熊本県	434	307	70.7	42	28	66.7	19	15	78.9	495	350	70.7
44大分県	316	193	61.1	24	16	66.7	13	10	76.9	353	219	62.0
45宮崎県	299	169	56.5	24	12	50.0	8	4	50.0	331	185	55.9
46鹿児島県	540	324	60.0	38	25	65.8	5	4	80.0	583	353	60.5
47沖縄県	332	188	56.6	28	5	17.9	2	1	50.0	362	194	53.6
合計	26,504	22,269	84.0	2,764	1,784	64.5	588	431	73.3	29,856	24,484	82.0

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

注）備蓄倉庫や他の用途と兼用した備蓄スペースを、敷地や建物内に設置してある学校のほか、学校の近隣に設置してある学校や、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により備蓄体制を確保している学校（飲料水のための協定等の場合は「飲料水」に含む）

(2) 非常用発電機等

都道府県	小中学校※ ¹			高等学校※ ²			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)
01北海道	1,445	1,066	73.8	181	148	81.8	45	36	80.0	1,671	1,250	74.8
02青森県	392	361	92.1	44	44	100.0	4	4	100.0	440	409	93.0
03岩手県	397	287	72.3	53	53	100.0	4	4	100.0	454	344	75.8
04宮城県	547	512	93.6	55	55	100.0	5	5	100.0	607	572	94.2
05秋田県	270	202	74.8	41	30	73.2	10	10	100.0	321	242	75.4
06山形県	315	246	78.1	41	29	70.7	7	5	71.4	363	280	77.1
07福島県	535	271	50.7	51	10	19.6	5	4	80.0	591	285	48.2
08茨城県	659	507	76.9	63	62	98.4	20	20	100.0	742	589	79.4
09栃木県	470	272	57.9	31	15	48.4	0	0	—	501	287	57.3
10群馬県	448	268	59.8	57	17	29.8	9	4	44.4	514	289	56.2
11埼玉県	1,201	998	83.1	137	82	59.9	36	29	80.6	1,374	1,109	80.7
12千葉県	1,084	927	85.5	117	69	59.0	29	27	93.1	1,230	1,023	83.2
13東京都	1,879	1,763	93.8	163	163	100.0	56	56	100.0	2,098	1,982	94.5
14神奈川県	1,213	1,174	96.8	57	57	100.0	29	29	100.0	1,299	1,260	97.0
15新潟県	645	467	72.4	81	36	44.4	16	11	68.8	742	514	69.3
16富山県	248	206	83.1	38	8	21.1	9	5	55.6	295	219	74.2
17石川県	279	214	76.7	42	39	92.9	6	6	100.0	327	259	79.2
18福井県	256	203	79.3	14	5	35.7	0	0	—	270	208	77.0
19山梨県	240	173	72.1	23	21	91.3	4	4	100.0	267	198	74.2
20長野県	514	366	71.2	56	13	23.2	9	7	77.8	579	386	66.7
21岐阜県	506	350	69.2	59	58	98.3	15	15	100.0	580	423	72.9
22静岡県	721	618	85.7	77	71	92.2	18	17	94.4	816	706	86.5
23愛知県	1,318	1,225	92.9	143	54	37.8	25	13	52.0	1,486	1,292	86.9
24三重県	469	393	83.8	37	37	100.0	4	4	100.0	510	434	85.1
25滋賀県	308	153	49.7	38	7	18.4	8	6	75.0	354	166	46.9
26京都府	502	369	73.5	51	28	54.9	16	15	93.8	569	412	72.4
27大阪府	1,413	1,213	85.8	132	88	66.7	21	21	100.0	1,566	1,322	84.4
28兵庫県	1,055	699	66.3	131	60	45.8	22	20	90.9	1,208	779	64.5
29奈良県	282	198	70.2	35	4	11.4	10	5	50.0	327	207	63.3
30和歌山県	329	266	80.9	38	19	50.0	2	2	100.0	369	287	77.8
31鳥取県	123	123	100.0	19	19	100.0	5	5	100.0	147	147	100.0
32島根県	279	87	31.2	32	6	18.8	12	7	58.3	323	100	31.0
33岡山県	510	286	56.1	54	14	25.9	12	7	58.3	576	307	53.3
34広島県	609	372	61.1	60	58	96.7	7	7	100.0	676	437	64.6
35山口県	331	283	85.5	33	29	87.9	6	6	100.0	370	318	85.9
36徳島県	238	206	86.6	33	33	100.0	6	6	100.0	277	245	88.4
37香川県	208	76	36.5	26	4	15.4	2	2	100.0	236	82	34.7
38愛媛県	395	262	66.3	53	39	73.6	9	7	77.8	457	308	67.4
39高知県	277	195	70.4	33	32	97.0	10	9	90.0	320	236	73.8
40福岡県	1,015	656	64.6	92	15	16.3	18	17	94.4	1,125	688	61.2
41佐賀県	240	109	45.4	35	35	100.0	2	2	100.0	277	146	52.7
42長崎県	418	159	38.0	52	16	30.8	8	2	25.0	478	177	37.0
43熊本県	434	229	52.8	42	26	61.9	19	19	100.0	495	274	55.4
44大分県	316	170	53.8	24	4	16.7	13	12	92.3	353	186	52.7
45宮崎県	299	131	43.8	24	5	20.8	8	5	62.5	331	141	42.6
46鹿児島県	540	168	31.1	38	25	65.8	5	4	80.0	583	197	33.8
47沖縄県	332	133	40.1	28	3	10.7	2	1	50.0	362	137	37.8
合計	26,504	19,612	74.0	2,764	1,745	63.1	588	502	85.4	29,856	21,859	73.2

※¹：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※²：中等教育学校（後期課程）を含む

注）自家発電設備（可搬式発電機を含む）や災害時に利用可能な太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備、蓄電池（電気自動車（EV）含む）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により自家発電設備等を優先的に利用できることとなっている学校

(3) 飲料水の確保対策

都道府県	小中学校※ ¹			高等学校※ ²			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)
01北海道	1,445	1,109	76.7	181	144	79.6	45	34	75.6	1,671	1,287	77.0
02青森県	392	290	74.0	44	29	65.9	4	3	75.0	440	322	73.2
03岩手県	397	213	53.7	53	45	84.9	4	3	75.0	454	261	57.5
04宮城県	547	460	84.1	55	55	100.0	5	5	100.0	607	520	85.7
05秋田県	270	170	63.0	41	6	14.6	10	6	60.0	321	182	56.7
06山形県	315	236	74.9	41	27	65.9	7	2	28.6	363	265	73.0
07福島県	535	322	60.2	51	11	21.6	5	3	60.0	591	336	56.9
08茨城県	659	592	89.8	63	60	95.2	20	18	90.0	742	670	90.3
09栃木県	470	378	80.4	31	15	48.4	0	0	—	501	393	78.4
10群馬県	448	367	81.9	57	31	54.4	9	6	66.7	514	404	78.6
11埼玉県	1,201	1,172	97.6	137	130	94.9	36	30	83.3	1,374	1,332	96.9
12千葉県	1,084	1,043	96.2	117	104	88.9	29	27	93.1	1,230	1,174	95.4
13東京都	1,879	1,861	99.0	163	163	100.0	56	56	100.0	2,098	2,080	99.1
14神奈川県	1,213	1,187	97.9	57	57	100.0	29	29	100.0	1,299	1,273	98.0
15新潟県	645	549	85.1	81	31	38.3	16	7	43.8	742	587	79.1
16富山県	248	199	80.2	38	34	89.5	9	7	77.8	295	240	81.4
17石川県	279	159	57.0	42	41	97.6	6	6	100.0	327	206	63.0
18福井県	256	218	85.2	14	3	21.4	0	0	—	270	221	81.9
19山梨県	240	228	95.0	23	21	91.3	4	3	75.0	267	252	94.4
20長野県	514	385	74.9	56	12	21.4	9	7	77.8	579	404	69.8
21岐阜県	506	412	81.4	59	33	55.9	15	12	80.0	580	457	78.8
22静岡県	721	621	86.1	77	61	79.2	18	14	77.8	816	696	85.3
23愛知県	1,318	1,232	93.5	143	87	60.8	25	11	44.0	1,486	1,330	89.5
24三重県	469	415	88.5	37	37	100.0	4	4	100.0	510	456	89.4
25滋賀県	308	235	76.3	38	8	21.1	8	4	50.0	354	247	69.8
26京都府	502	422	84.1	51	21	41.2	16	12	75.0	569	455	80.0
27大阪府	1,413	1,235	87.4	132	111	84.1	21	20	95.2	1,566	1,366	87.2
28兵庫県	1,055	863	81.8	131	52	39.7	22	16	72.7	1,208	931	77.1
29奈良県	282	220	78.0	35	10	28.6	10	4	40.0	327	234	71.6
30和歌山県	329	263	79.9	38	33	86.8	2	2	100.0	369	298	80.8
31鳥取県	123	123	100.0	19	19	100.0	5	5	100.0	147	147	100.0
32島根県	279	180	64.5	32	11	34.4	12	7	58.3	323	198	61.3
33岡山県	510	409	80.2	54	38	70.4	12	10	83.3	576	457	79.3
34広島県	609	443	72.7	60	58	96.7	7	7	100.0	676	508	75.1
35山口県	331	331	100.0	33	33	100.0	6	6	100.0	370	370	100.0
36徳島県	238	226	95.0	33	33	100.0	6	6	100.0	277	265	95.7
37香川県	208	180	86.5	26	22	84.6	2	2	100.0	236	204	86.4
38愛媛県	395	327	82.8	53	33	62.3	9	7	77.8	457	367	80.3
39高知県	277	191	69.0	33	33	100.0	10	10	100.0	320	234	73.1
40福岡県	1,015	806	79.4	92	16	17.4	18	12	66.7	1,125	834	74.1
41佐賀県	240	130	54.2	35	8	22.9	2	0	0.0	277	138	49.8
42長崎県	418	212	50.7	52	10	19.2	8	6	75.0	478	228	47.7
43熊本県	434	344	79.3	42	23	54.8	19	17	89.5	495	384	77.6
44大分県	316	212	67.1	24	9	37.5	13	12	92.3	353	233	66.0
45宮崎県	299	164	54.8	24	11	45.8	8	6	75.0	331	181	54.7
46鹿児島県	540	276	51.1	38	30	78.9	5	5	100.0	583	311	53.3
47沖縄県	332	161	48.5	28	9	32.1	2	1	50.0	362	171	47.2
合計	26,504	21,771	82.1	2,764	1,868	67.6	588	470	79.9	29,856	24,109	80.8

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

注）耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を設置している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により飲料水の確保をしている学校やペットボトル等を備蓄している学校

(4) 冷房機器

都道府県	小中学校※ ¹			高等学校※ ²			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)
01北海道	1,445	618	42.8	181	30	16.6	45	12	26.7	1,671	660	39.5
02青森県	392	179	45.7	44	40	90.9	4	4	100.0	440	223	50.7
03岩手県	397	125	31.5	53	5	9.4	4	1	25.0	454	131	28.9
04宮城県	547	330	60.3	55	9	16.4	5	0	0.0	607	339	55.8
05秋田県	270	43	15.9	41	5	12.2	10	2	20.0	321	50	15.6
06山形県	315	106	33.7	41	6	14.6	7	0	0.0	363	112	30.9
07福島県	535	278	52.0	51	14	27.5	5	1	20.0	591	293	49.6
08茨城県	659	370	56.1	63	63	100.0	20	6	30.0	742	439	59.2
09栃木県	470	285	60.6	31	9	29.0	0	0	—	501	294	58.7
10群馬県	448	401	89.5	57	20	35.1	9	5	55.6	514	426	82.9
11埼玉県	1,201	987	82.2	137	85	62.0	36	13	36.1	1,374	1,085	79.0
12千葉県	1,084	793	73.2	117	32	27.4	29	14	48.3	1,230	839	68.2
13東京都	1,879	1,772	94.3	163	144	88.3	56	47	83.9	2,098	1,963	93.6
14神奈川県	1,213	1,066	87.9	57	34	59.6	29	21	72.4	1,299	1,121	86.3
15新潟県	645	486	75.3	81	21	25.9	16	8	50.0	742	515	69.4
16富山県	248	226	91.1	38	23	60.5	9	6	66.7	295	255	86.4
17石川県	279	266	95.3	42	16	38.1	6	2	33.3	327	284	86.9
18福井県	256	194	75.8	14	3	21.4	0	0	—	270	197	73.0
19山梨県	240	176	73.3	23	14	60.9	4	2	50.0	267	192	71.9
20長野県	514	271	52.7	56	8	14.3	9	2	22.2	579	281	48.5
21岐阜県	506	345	68.2	59	21	35.6	15	8	53.3	580	374	64.5
22静岡県	721	366	50.8	77	30	39.0	18	6	33.3	816	402	49.3
23愛知県	1,318	963	73.1	143	34	23.8	25	7	28.0	1,486	1,004	67.6
24三重県	469	365	77.8	37	37	100.0	4	4	100.0	510	406	79.6
25滋賀県	308	157	51.0	38	10	26.3	8	7	87.5	354	174	49.2
26京都府	502	388	77.3	51	14	27.5	16	11	68.8	569	413	72.6
27大阪府	1,413	992	70.2	132	100	75.8	21	21	100.0	1,566	1,113	71.1
28兵庫県	1,055	895	84.8	131	68	51.9	22	20	90.9	1,208	983	81.4
29奈良県	282	163	57.8	35	3	8.6	10	4	40.0	327	170	52.0
30和歌山県	329	214	65.0	38	19	50.0	2	1	50.0	369	234	63.4
31鳥取県	123	123	100.0	19	19	100.0	5	5	100.0	147	147	100.0
32島根県	279	225	80.6	32	10	31.3	12	7	58.3	323	242	74.9
33岡山県	510	352	69.0	54	26	48.1	12	3	25.0	576	381	66.1
34広島県	609	448	73.6	60	60	100.0	7	7	100.0	676	515	76.2
35山口県	331	267	80.7	33	28	84.8	6	3	50.0	370	298	80.5
36徳島県	238	112	47.1	33	32	97.0	6	6	100.0	277	150	54.2
37香川県	208	115	55.3	26	18	69.2	2	2	100.0	236	135	57.2
38愛媛県	395	249	63.0	53	43	81.1	9	2	22.2	457	294	64.3
39高知県	277	164	59.2	33	14	42.4	10	5	50.0	320	183	57.2
40福岡県	1,015	661	65.1	92	39	42.4	18	8	44.4	1,125	708	62.9
41佐賀県	240	111	46.3	35	3	8.6	2	1	50.0	277	115	41.5
42長崎県	418	193	46.2	52	18	34.6	8	2	25.0	478	213	44.6
43熊本県	434	299	68.9	42	17	40.5	19	8	42.1	495	324	65.5
44大分県	316	168	53.2	24	9	37.5	13	6	46.2	353	183	51.8
45宮崎県	299	170	56.9	24	8	33.3	8	2	25.0	331	180	54.4
46鹿児島県	540	224	41.5	38	24	63.2	5	4	80.0	583	252	43.2
47沖縄県	332	92	27.7	28	5	17.9	2	1	50.0	362	98	27.1
合計	26,504	17,793	67.1	2,764	1,290	46.7	588	307	52.2	29,856	19,390	64.9

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

注）災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷房機器（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））を保有している学校（利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により冷房機器を優先的に利用できることとなっている学校

(5) 暖房機器

都道府県	小中学校※ ¹			高等学校※ ²			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)
01北海道	1,445	1,239	85.7	181	135	74.6	45	28	62.2	1,671	1,402	83.9
02青森県	392	362	92.3	44	44	100.0	4	4	100.0	440	410	93.2
03岩手県	397	333	83.9	53	53	100.0	4	4	100.0	454	390	85.9
04宮城県	547	439	80.3	55	55	100.0	5	5	100.0	607	499	82.2
05秋田県	270	247	91.5	41	30	73.2	10	10	100.0	321	287	89.4
06山形県	315	302	95.9	41	24	58.5	7	3	42.9	363	329	90.6
07福島県	535	483	90.3	51	45	88.2	5	4	80.0	591	532	90.0
08茨城県	659	546	82.9	63	63	100.0	20	17	85.0	742	626	84.4
09栃木県	470	447	95.1	31	23	74.2	0	0	—	501	470	93.8
10群馬県	448	432	96.4	57	39	68.4	9	8	88.9	514	479	93.2
11埼玉県	1,201	1,082	90.1	137	105	76.6	36	24	66.7	1,374	1,211	88.1
12千葉県	1,084	920	84.9	117	64	54.7	29	18	62.1	1,230	1,002	81.5
13東京都	1,879	1,804	96.0	163	146	89.6	56	49	87.5	2,098	1,999	95.3
14神奈川県	1,213	1,108	91.3	57	41	71.9	29	26	89.7	1,299	1,175	90.5
15新潟県	645	547	84.8	81	49	60.5	16	13	81.3	742	609	82.1
16富山県	248	235	94.8	38	38	100.0	9	9	100.0	295	282	95.6
17石川県	279	271	97.1	42	41	97.6	6	6	100.0	327	318	97.2
18福井県	256	204	79.7	14	5	35.7	0	0	—	270	209	77.4
19山梨県	240	231	96.3	23	23	100.0	4	4	100.0	267	258	96.6
20長野県	514	450	87.5	56	27	48.2	9	6	66.7	579	483	83.4
21岐阜県	506	404	79.8	59	38	64.4	15	10	66.7	580	452	77.9
22静岡県	721	413	57.3	77	48	62.3	18	13	72.2	816	474	58.1
23愛知県	1,318	1,067	81.0	143	72	50.3	25	14	56.0	1,486	1,153	77.6
24三重県	469	389	82.9	37	37	100.0	4	4	100.0	510	430	84.3
25滋賀県	308	232	75.3	38	20	52.6	8	7	87.5	354	259	73.2
26京都府	502	433	86.3	51	21	41.2	16	11	68.8	569	465	81.7
27大阪府	1,413	1,042	73.7	132	99	75.0	21	21	100.0	1,566	1,162	74.2
28兵庫県	1,055	859	81.4	131	93	71.0	22	19	86.4	1,208	971	80.4
29奈良県	282	201	71.3	35	12	34.3	10	7	70.0	327	220	67.3
30和歌山県	329	244	74.2	38	25	65.8	2	2	100.0	369	271	73.4
31鳥取県	123	123	100.0	19	19	100.0	5	5	100.0	147	147	100.0
32島根県	279	262	93.9	32	21	65.6	12	10	83.3	323	293	90.7
33岡山県	510	398	78.0	54	43	79.6	12	7	58.3	576	448	77.8
34広島県	609	447	73.4	60	60	100.0	7	7	100.0	676	514	76.0
35山口県	331	297	89.7	33	26	78.8	6	5	83.3	370	328	88.6
36徳島県	238	177	74.4	33	33	100.0	6	6	100.0	277	216	78.0
37香川県	208	116	55.8	26	18	69.2	2	2	100.0	236	136	57.6
38愛媛県	395	296	74.9	53	48	90.6	9	2	22.2	457	346	75.7
39高知県	277	204	73.6	33	26	78.8	10	8	80.0	320	238	74.4
40福岡県	1,015	724	71.3	92	60	65.2	18	9	50.0	1,125	793	70.5
41佐賀県	240	129	53.8	35	14	40.0	2	1	50.0	277	144	52.0
42長崎県	418	238	56.9	52	27	51.9	8	3	37.5	478	268	56.1
43熊本県	434	304	70.0	42	24	57.1	19	12	63.2	495	340	68.7
44大分県	316	162	51.3	24	14	58.3	13	9	69.2	353	185	52.4
45宮崎県	299	142	47.5	24	10	41.7	8	4	50.0	331	156	47.1
46鹿児島県	540	238	44.1	38	24	63.2	5	3	60.0	583	265	45.5
47沖縄県	332	42	12.7	28	0	0.0	2	0	0.0	362	42	11.6
合計	26,504	21,265	80.2	2,764	1,982	71.7	588	439	74.7	29,856	23,686	79.3

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

注）災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な暖房機器（ストーブ等可搬式のものを含む）を保有している学校（利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により暖房機器を優先的に利用できることとなっている学校

(6) ガス設備等

都道府県	小中学校 ^{*1}			高等学校 ^{*2}			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)
01北海道	1,445	1,168	80.8	181	90	49.7	45	23	51.1	1,671	1,281	76.7
02青森県	392	283	72.2	44	21	47.7	4	2	50.0	440	306	69.5
03岩手県	397	286	72.0	53	21	39.6	4	4	100.0	454	311	68.5
04宮城県	547	431	78.8	55	32	58.2	5	3	60.0	607	466	76.8
05秋田県	270	202	74.8	41	25	61.0	10	9	90.0	321	236	73.5
06山形県	315	225	71.4	41	22	53.7	7	2	28.6	363	249	68.6
07福島県	535	319	59.6	51	30	58.8	5	1	20.0	591	350	59.2
08茨城県	659	552	83.8	63	44	69.8	20	16	80.0	742	612	82.5
09栃木県	470	252	53.6	31	15	48.4	0	0	—	501	267	53.3
10群馬県	448	333	74.3	57	25	43.9	9	8	88.9	514	366	71.2
11埼玉県	1,201	1,022	85.1	137	89	65.0	36	16	44.4	1,374	1,127	82.0
12千葉県	1,084	854	78.8	117	70	59.8	29	14	48.3	1,230	938	76.3
13東京都	1,879	1,712	91.1	163	122	74.8	56	50	89.3	2,098	1,884	89.8
14神奈川県	1,213	1,179	97.2	57	57	100.0	29	29	100.0	1,299	1,265	97.4
15新潟県	645	502	77.8	81	30	37.0	16	9	56.3	742	541	72.9
16富山県	248	243	98.0	38	31	81.6	9	9	100.0	295	283	95.9
17石川県	279	256	91.8	42	42	100.0	6	6	100.0	327	304	93.0
18福井県	256	223	87.1	14	5	35.7	0	0	—	270	228	84.4
19山梨県	240	205	85.4	23	16	69.6	4	2	50.0	267	223	83.5
20長野県	514	402	78.2	56	19	33.9	9	4	44.4	579	425	73.4
21岐阜県	506	394	77.9	59	15	25.4	15	10	66.7	580	419	72.2
22静岡県	721	579	80.3	77	46	59.7	18	14	77.8	816	639	78.3
23愛知県	1,318	986	74.8	143	39	27.3	25	8	32.0	1,486	1,033	69.5
24三重県	469	319	68.0	37	37	100.0	4	4	100.0	510	360	70.6
25滋賀県	308	161	52.3	38	13	34.2	8	8	100.0	354	182	51.4
26京都府	502	391	77.9	51	25	49.0	16	12	75.0	569	428	75.2
27大阪府	1,413	748	52.9	132	22	16.7	21	16	76.2	1,566	786	50.2
28兵庫県	1,055	763	72.3	131	45	34.4	22	11	50.0	1,208	819	67.8
29奈良県	282	203	72.0	35	10	28.6	10	4	40.0	327	217	66.4
30和歌山県	329	297	90.3	38	27	71.1	2	2	100.0	369	326	88.3
31鳥取県	123	123	100.0	19	19	100.0	5	5	100.0	147	147	100.0
32島根県	279	230	82.4	32	20	62.5	12	9	75.0	323	259	80.2
33岡山県	510	342	67.1	54	25	46.3	12	6	50.0	576	373	64.8
34広島県	609	380	62.4	60	59	98.3	7	7	100.0	676	446	66.0
35山口県	331	329	99.4	33	33	100.0	6	6	100.0	370	368	99.5
36徳島県	238	203	85.3	33	32	97.0	6	6	100.0	277	241	87.0
37香川県	208	109	52.4	26	5	19.2	2	2	100.0	236	116	49.2
38愛媛県	395	287	72.7	53	27	50.9	9	4	44.4	457	318	69.6
39高知県	277	196	70.8	33	32	97.0	10	7	70.0	320	235	73.4
40福岡県	1,015	772	76.1	92	35	38.0	18	9	50.0	1,125	816	72.5
41佐賀県	240	129	53.8	35	4	11.4	2	1	50.0	277	134	48.4
42長崎県	418	150	35.9	52	14	26.9	8	1	12.5	478	165	34.5
43熊本県	434	322	74.2	42	26	61.9	19	13	68.4	495	361	72.9
44大分県	316	232	73.4	24	10	41.7	13	10	76.9	353	252	71.4
45宮崎県	299	184	61.5	24	5	20.8	8	5	62.5	331	194	58.6
46鹿児島県	540	353	65.4	38	29	76.3	5	5	100.0	583	387	66.4
47沖縄県	332	198	59.6	28	13	46.4	2	1	50.0	362	212	58.6
合計	26,504	20,029	75.6	2,764	1,473	53.3	588	393	66.8	29,856	21,895	73.3

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

注1）ガス設備等は、災害時に利用可能な薪やペレット等を燃料とした設備のほか、自家発電設備、冷暖房機器、調理設備（カセットコンロ等可搬式のものを含む）を含む

注2）災害時に利用可能なLPGガス設備が設置されている学校や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込む等、災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等によりガス設備を優先的に利用できることとなっている学校

(7) 通信設備

都道府県	小中学校※ ¹			高等学校※ ²			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)
01北海道	1,445	1,080	74.7	181	97	53.6	45	19	42.2	1,671	1,196	71.6
02青森県	392	322	82.1	44	23	52.3	4	3	75.0	440	348	79.1
03岩手県	397	315	79.3	53	29	54.7	4	1	25.0	454	345	76.0
04宮城県	547	456	83.4	55	55	100.0	5	5	100.0	607	516	85.0
05秋田県	270	256	94.8	41	35	85.4	10	9	90.0	321	300	93.5
06山形県	315	266	84.4	41	22	53.7	7	3	42.9	363	291	80.2
07福島県	535	366	68.4	51	22	43.1	5	2	40.0	591	390	66.0
08茨城県	659	614	93.2	63	49	77.8	20	15	75.0	742	678	91.4
09栃木県	470	430	91.5	31	31	100.0	0	0	—	501	461	92.0
10群馬県	448	332	74.1	57	45	78.9	9	4	44.4	514	381	74.1
11埼玉県	1,201	1,123	93.5	137	101	73.7	36	21	58.3	1,374	1,245	90.6
12千葉県	1,084	1,057	97.5	117	111	94.9	29	24	82.8	1,230	1,192	96.9
13東京都	1,879	1,830	97.4	163	121	74.2	56	36	64.3	2,098	1,987	94.7
14神奈川県	1,213	1,213	100.0	57	57	100.0	29	29	100.0	1,299	1,299	100.0
15新潟県	645	565	87.6	81	34	42.0	16	11	68.8	742	610	82.2
16富山県	248	241	97.2	38	16	42.1	9	2	22.2	295	259	87.8
17石川県	279	265	95.0	42	35	83.3	6	5	83.3	327	305	93.3
18福井県	256	244	95.3	14	14	100.0	0	0	—	270	258	95.6
19山梨県	240	233	97.1	23	23	100.0	4	4	100.0	267	260	97.4
20長野県	514	357	69.5	56	26	46.4	9	2	22.2	579	385	66.5
21岐阜県	506	413	81.6	59	12	20.3	15	4	26.7	580	429	74.0
22静岡県	721	702	97.4	77	71	92.2	18	17	94.4	816	790	96.8
23愛知県	1,318	1,272	96.5	143	91	63.6	25	14	56.0	1,486	1,377	92.7
24三重県	469	393	83.8	37	37	100.0	4	4	100.0	510	434	85.1
25滋賀県	308	177	57.5	38	13	34.2	8	5	62.5	354	195	55.1
26京都府	502	466	92.8	51	50	98.0	16	14	87.5	569	530	93.1
27大阪府	1,413	1,375	97.3	132	86	65.2	21	15	71.4	1,566	1,476	94.3
28兵庫県	1,055	913	86.5	131	88	67.2	22	12	54.5	1,208	1,013	83.9
29奈良県	282	239	84.8	35	33	94.3	10	10	100.0	327	282	86.2
30和歌山県	329	245	74.5	38	32	84.2	2	2	100.0	369	279	75.6
31鳥取県	123	123	100.0	19	19	100.0	5	5	100.0	147	147	100.0
32島根県	279	172	61.6	32	23	71.9	12	11	91.7	323	206	63.8
33岡山県	510	444	87.1	54	53	98.1	12	11	91.7	576	508	88.2
34広島県	609	562	92.3	60	25	41.7	7	2	28.6	676	589	87.1
35山口県	331	292	88.2	33	32	97.0	6	6	100.0	370	330	89.2
36徳島県	238	219	92.0	33	33	100.0	6	6	100.0	277	258	93.1
37香川県	208	207	99.5	26	10	38.5	2	1	50.0	236	218	92.4
38愛媛県	395	321	81.3	53	44	83.0	9	3	33.3	457	368	80.5
39高知県	277	219	79.1	33	30	90.9	10	10	100.0	320	259	80.9
40福岡県	1,015	631	62.2	92	39	42.4	18	9	50.0	1,125	679	60.4
41佐賀県	240	135	56.3	35	35	100.0	2	2	100.0	277	172	62.1
42長崎県	418	143	34.2	52	23	44.2	8	6	75.0	478	172	36.0
43熊本県	434	293	67.5	42	17	40.5	19	9	47.4	495	319	64.4
44大分県	316	189	59.8	24	13	54.2	13	7	53.8	353	209	59.2
45宮崎県	299	222	74.2	24	12	50.0	8	1	12.5	331	235	71.0
46鹿児島県	540	402	74.4	38	22	57.9	5	2	40.0	583	426	73.1
47沖縄県	332	156	47.0	28	3	10.7	2	0	0.0	362	159	43.9
合計	26,504	22,490	84.9	2,764	1,892	68.5	588	383	65.1	29,856	24,765	82.9

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

注）相互通信可能な通信設備のほか、単方向通信のみ可能な通信設備を含む

(8) 断水時のトイレ対策

都道府県	小中学校※ ¹			高等学校※ ²			特別支援学校			合計		
	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)	避難所 指定 学校数 (校)	確保 学校数 (校)	割合 (%)
01北海道	1,445	1,020	70.6	181	29	16.0	45	11	24.4	1,671	1,060	63.4
02青森県	392	219	55.9	44	44	100.0	4	4	100.0	440	267	60.7
03岩手県	397	146	36.8	53	3	5.7	4	2	50.0	454	151	33.3
04宮城県	547	427	78.1	55	49	89.1	5	5	100.0	607	481	79.2
05秋田県	270	92	34.1	41	1	2.4	10	1	10.0	321	94	29.3
06山形県	315	186	59.0	41	10	24.4	7	1	14.3	363	197	54.3
07福島県	535	238	44.5	51	6	11.8	5	1	20.0	591	245	41.5
08茨城県	659	545	82.7	63	54	85.7	20	16	80.0	742	615	82.9
09栃木県	470	322	68.5	31	6	19.4	0	0	—	501	328	65.5
10群馬県	448	248	55.4	57	9	15.8	9	1	11.1	514	258	50.2
11埼玉県	1,201	1,154	96.1	137	75	54.7	36	13	36.1	1,374	1,242	90.4
12千葉県	1,084	950	87.6	117	90	76.9	29	21	72.4	1,230	1,061	86.3
13東京都	1,879	1,846	98.2	163	99	60.7	56	53	94.6	2,098	1,998	95.2
14神奈川県	1,213	1,208	99.6	57	57	100.0	29	29	100.0	1,299	1,294	99.6
15新潟県	645	476	73.8	81	34	42.0	16	8	50.0	742	518	69.8
16富山県	248	165	66.5	38	33	86.8	9	8	88.9	295	206	69.8
17石川県	279	217	77.8	42	39	92.9	6	6	100.0	327	262	80.1
18福井県	256	216	84.4	14	1	7.1	0	0	—	270	217	80.4
19山梨県	240	190	79.2	23	18	78.3	4	4	100.0	267	212	79.4
20長野県	514	304	59.1	56	7	12.5	9	3	33.3	579	314	54.2
21岐阜県	506	383	75.7	59	16	27.1	15	8	53.3	580	407	70.2
22静岡県	721	634	87.9	77	69	89.6	18	15	83.3	816	718	88.0
23愛知県	1,318	1,273	96.6	143	68	47.6	25	11	44.0	1,486	1,352	91.0
24三重県	469	417	88.9	37	37	100.0	4	4	100.0	510	458	89.8
25滋賀県	308	247	80.2	38	2	5.3	8	2	25.0	354	251	70.9
26京都府	502	409	81.5	51	22	43.1	16	12	75.0	569	443	77.9
27大阪府	1,413	1,267	89.7	132	127	96.2	21	21	100.0	1,566	1,415	90.4
28兵庫県	1,055	779	73.8	131	35	26.7	22	14	63.6	1,208	828	68.5
29奈良県	282	210	74.5	35	5	14.3	10	6	60.0	327	221	67.6
30和歌山県	329	240	72.9	38	21	55.3	2	2	100.0	369	263	71.3
31鳥取県	123	123	100.0	19	19	100.0	5	5	100.0	147	147	100.0
32島根県	279	121	43.4	32	9	28.1	12	5	41.7	323	135	41.8
33岡山県	510	368	72.2	54	29	53.7	12	6	50.0	576	403	70.0
34広島県	609	379	62.2	60	59	98.3	7	7	100.0	676	445	65.8
35山口県	331	316	95.5	33	31	93.9	6	6	100.0	370	353	95.4
36徳島県	238	204	85.7	33	33	100.0	6	6	100.0	277	243	87.7
37香川県	208	169	81.3	26	6	23.1	2	2	100.0	236	177	75.0
38愛媛県	395	356	90.1	53	33	62.3	9	6	66.7	457	395	86.4
39高知県	277	199	71.8	33	32	97.0	10	10	100.0	320	241	75.3
40福岡県	1,015	737	72.6	92	16	17.4	18	7	38.9	1,125	760	67.6
41佐賀県	240	107	44.6	35	4	11.4	2	0	0.0	277	111	40.1
42長崎県	418	189	45.2	52	3	5.8	8	0	0.0	478	192	40.2
43熊本県	434	262	60.4	42	12	28.6	19	11	57.9	495	285	57.6
44大分県	316	152	48.1	24	12	50.0	13	10	76.9	353	174	49.3
45宮崎県	299	122	40.8	24	13	54.2	8	5	62.5	331	140	42.3
46鹿児島県	540	224	41.5	38	35	92.1	5	4	80.0	583	263	45.1
47沖縄県	332	131	39.5	28	8	28.6	2	1	50.0	362	140	38.7
合計	26,504	20,187	76.2	2,764	1,420	51.4	588	373	63.4	29,856	21,980	73.6

※1：義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2：中等教育学校（後期課程）を含む

注）マンホールトイレや、プールの水や雨水を洗浄水として使用できるトイレ（配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、バケツリレーで使用する場合は除く）、携帯トイレ等を確保している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により仮設トイレ等を優先的に利用できることとなっている学校

防災機能設備等の各項目に係る確保状況の考え方について

【備蓄倉庫等】

他の用途と兼用した備蓄スペースを、敷地や建物内に設置してある学校のほか、学校の近隣に設置してある学校や、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により備蓄体制を確保している学校（飲料水のための協定等の場合は「飲料水」に含む）が対象。

【非常用発電機等】

自家発電設備（可搬式の発電機を含む）、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、風力発電設備、小水発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等）、蓄電池（電気自動車（EV）含む）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている学校が対象。

【飲料水の確保対策】

耐震性貯水槽（高架水槽や受水槽等）、プールの浄水装置（可搬式のもの等）、井戸等を敷地内に保有する施設のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、優先して飲料水（ペットボトル等の備蓄を含む）を確保できる学校が対象。

【冷暖房機器】

災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷暖房機器（スポットクーラー、ストーブ等可搬式のものを含む（扇風機は除く））を保有している学校（利用可能な冷暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により冷暖房機器を優先的に利用できることとなっている学校が対象。

【ガス設備等】

「ガス設備等」には、災害時に利用可能な薪やペレット等を燃料とした設備のほか、自家発電設備、冷暖房機器、調理設備（カセットコンロ等可搬式のものを含む）を含む。

また、LPガス設備が設置されている学校や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校、通常時に都市ガスを利用し、災害時にLPガスを使えるようガス変換器の接続口を整備している学校、カセットコンロ等を備蓄している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備を優先して利用できることとなっている学校が対象。

【通信設備】

災害時に通信可能な設備や装置（防災行政無線、災害時優先電話、MCA無線（マルチチャンネルアクセス無線）、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等）を設置している学校（単方向通信のものを含む）が対象。

【断水時のトイレ対策】

マンホールトイレや、プールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレ（配管の工夫等により使用できる場合が対象。バケツリレーで使用する学校は除く。）がある学校、携帯トイレや簡易トイレ等を備蓄している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている学校が対象。

防災機能強化に関する報告書等（文部科学省作成）

- 「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」（令和2年3月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html
- 「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言の取りまとめについて（平成28年7月）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm
- 「災害に強い学校施設の在り方について ～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」（平成26年3月）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm
- 公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1312680.htm
- 「学校施設の防災機能の向上のために ～避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書～」（平成19年8月（平成20年7月一部追記））
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaitsuiki.pdf>

防災関係施設・設備

※「災害に強い学校施設の在り方について ～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」
「公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集」

より



備蓄倉庫



耐震性貯水槽



自家発電設備等



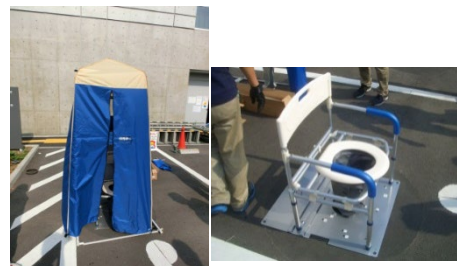
LPガスのタンク



屋内運動場に
電話回線の設置



受水槽に蛇口を設置



マンホールトイレ

避難所の生活環境等に関する指針等（内閣府（防災担当）作成）

- 「避難所における生活環境の改善及び新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」
（令和4年7月）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyoku.pdf>

- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
（平成25年8月（令和4年4月改定））

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>

- 「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月（令和4年4月改定））

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf

- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」
（平成28年4月（令和4年4月改定））

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf

避難所機能強化に活用できる主な財政支援（令和5年4月1日時点）

1. 防災機能強化事業	
対象事業	児童生徒等の避難所として必要な防災機能の強化 ①非構造部材の耐震対策工事(天井材の落下防止、設備機器の移動・転落防止 等) ②児童生徒の安全を確保する上で必要な工事 (避難経路や外階段の設置、転落防止のための柵の設置 等) ③屋外防災施設の新設に係る工事(備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所 等) ④自家発電設備の整備(避難所指定校への自家発電設備(据置き式に限る。))の整備、既設の太陽光発電への自立運転機能付加)
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については③のみ対象
補助率※1	1/3 下限額～上限額 400万円～2億円 (④のみ、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」(ただし、1校500万円を上限))
2. 新增築事業	
対象事業	教室不足、学校統合に伴い必要となる新たな建物の建設
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/2(幼稚園※2は1/3)
3. 改築事業	
対象事業	①構造上危険な状態にある建物※3や、耐震力不足建物※4、津波防災地域づくりに関する法律において定める浸水想定区域内の学校で、同法に基づく推進計画の実現のために行う建物の建替え ②南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる公立学校の建物の高台への建替え(津波避難対策緊急事業計画に記載された事業) ③Is 値0.3 未満で補強が困難な建物の建替え等
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	① 1/3 ②③ 1/2
4. 補強事業	
対象事業	①地震による倒壊の危険性がある建物の補強(壁・柱・梁の補強・ブレースの設置 等) ②地震対策緊急整備事業計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に基づく、建物の補強 ③地震防災緊急事業五箇年計画に基づくIs値0.3未満等の建物の補強
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校 ※幼稚園、特別支援学校(幼・小・中学部)は①、③のみ、特別支援学校(高等部)は①のみ対象
補助率※1	① 1/3 ②1/2 ③ 2/3
5. 長寿命化改良事業	
対象事業	構造体の劣化対策を要する建築後40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修 ※計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るための予防的な改修工事も補助対象
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3下限額(～上限額) 7000万円(予防改修は3000万円)(～予防改修は1億円)

6. 大規模改造事業	
対象事業	既存の建物の改修(内部環境改善、空調設置、トイレ改修、バリアフリー化 等)
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3 下限額～上限額 400万円～ 7,000万円(改修内容により 2億円)
備考	・既存施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率は1/2 ・断熱性が確保されている体育館への新たな空調設置について、令和5年度から令和7年度までの間、国庫補助率を1/3から1/2に引上げ
7. 太陽光発電等導入事業	
対象事業	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 ①太陽光発電・太陽熱利用・風力発電の設置に必要となる工事一式 ②太陽光発電既設置校への蓄電池単体整備
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校、高等学校、共同調理場、社会体育施設 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については「産業教育施設」のみ対象
補助率※1	1/2 下限額(～上限額) 400万円(～ 1,000万円 ②のみ)
8. 学校給食施設整備事業	
対象事業	単独校調理場、共同調理場の①新增築②改築
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)
補助率※1	① 1/2 ② 1/3
9. 学校体育諸施設整備事業	
対象事業	学校水泳プールの新改築、耐震補強(給排水管の免震処理等)及び中学校武道場の新改築 等
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部・中学部)
補助率※1	1/3
10. 社会体育施設整備事業	
対象事業	地域スポーツセンター等の新改築及び社会体育施設耐震化事業(①構造体の耐震化(Is値0.7未満の地域スポーツ施設の耐震化(補強) 等)②非構造部材の耐震対策等)
対象施設	社会体育施設
補助率※1	1/3 交付対象経費限度額:①2億円、②1億円(過去に①の採択を受けている場合は合計で2億円)
担当部局	1, 3～7, 9 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-2466 2, 8 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-4871 10～11 スポーツ庁参事官(地域振興担当) TEL:03-6734-2672

※1 上記において補助率とは『負担金事業における負担割合』及び『交付金事業における算定割合』をいう。また、原則の補助率のみを記載している。

※2 公立認定こども園については、令和5年度よりこども家庭庁に移管。

※3 構造上危険な状態にある建物…耐力度調査により耐力度数が4,500点以下の建物 等

※4 耐震力不足建物…耐震診断によりIs 値0.3 未満の建物 等

緊急防災・減災事業債 / 防災対策事業債〔地方債〕

内容	<p>(緊急防災・減災事業債)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基盤の整備事業並びに公共施設等の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等 <p>(防災対策事業債)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業等 <p>(対象の一例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地・非常用電源・緊急時に避難又は退避するための施設 ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等) ・指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等) ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設の耐震化
対象	地方公共団体
措置率	<p>(緊急防災・減災事業債)</p> <p>充当率:100%、交付税措置:70%</p> <p>(防災対策事業債)</p> <p>①防災基盤整備事業</p> <p>充当率:75%、交付税措置:30%</p> <p>※デジタル化関連事業等、津波浸水想定区域移転事業 充当率:90%、交付税措置50%</p> <p>②公共施設等耐震化事業</p> <p>充当率:90%、交付税措置:50%</p> <p>※Is値0.3未満で地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業</p> <p>充当率:90%、交付税措置:2/3</p>
備考	緊急防災・減災事業債については令和7年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 地方債課 TEL:03-5253-5628

緊急防災・減災事業(特別交付税)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難標識、海拔表示板等の整備 ・避難施設の修繕 ・避難施設の資機材等整備(非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等) ・公共施設の耐震診断・調査 <p>※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。</p>
対象	地方公共団体
措置率	交付税措置:70%
備考	令和7年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 財政課 TEL:03-5253-5613

消防防災施設整備費補助金

内容	耐震性貯水槽、備蓄倉庫等
対象	都道府県(沖縄県を除く)、市町村(一部事務組合等を含む)
補助率	耐震性貯水槽:1/2、備蓄倉庫:1/3(地防法に基づくものは1/2)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の規格は消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第3による(例 備蓄倉庫の延床面積は30㎡以上であること) ・耐震性貯水槽については、地上設置型、飲料水兼用型等についても補助の対象となる ・都道府県分(沖縄県分を除く)及び指定都市分は平成24年度まで地域自主戦略交付金の対象であったが、平成24年度補正予算(第1号)より本補助金の対象 ・沖縄県分は沖縄振興公共投資交付金の対象となる
担当部局	消防庁 消防・救急課 TEL:03-5253-7522

農山漁村地域整備交付金 農地防災事業／農村地域防災減災事業

内容	災害発生の危険が高い地域における農村防災施設(避難施設又は避難経路等)の整備
対象	都道府県、市町村、土地改良区等
補助率	1/2等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難経路の整備については補助率2/3
担当部局	農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 広域防災班 TEL:03-3502-6430

浜の活力再生・成長促進交付金(うち漁港機能高度化目標 防災対策関連)

内容	<p>原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落等において行われる取組に対する支援事業</p> <p>○ハード事業 津波漂流防止施設、避難施設(避難階段、避難路等)、異常気象情報観測・監視施設、防災情報伝達施設、災害時援助施設(避難所、緊急物資保管庫等)、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設等</p> <p>○ソフト事業 津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費等</p>
対象	都道府県、市町村、水産業協同組合等
補助率	1/2等
備考	市町村において、国土強靱化地域計画が策定されていることが必要
担当部局	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班 TEL:03-6744-2392

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

内容	災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション(SS)やLPガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保するための支援制度
対象	①公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設) ②災害発生時に避難困難者が多数生じる施設(医療・福祉施設)等 ③一時避難所となり得る施設等(地方公共団体が災害時に避難所等として協定等を締結した施設)
補助率	2/3(①②のうち中小企業)、1/2(その他)
備考	石油・LPガスのいずれかの燃料備蓄が対象
担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL:03-3501-1320

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

内容	災害時における避難所や防災上中核となる施設等において、災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンの導入等を行う事業に対する補助
対象	①災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設 ②災害時に防災上中核となる施設 ③国や地方公共団体と協定を締結している(見込みも含む)、災害時に地域住民に空間等を提供する施設
補助率	1/2以内: 政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等(※)のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 1/3以内: 上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 ※政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等 (1)政府想定地震対象エリア ①南海トラフ地震、②首都直下地震、③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、 ④中部圏・近畿圏直下地震 (2)熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域 (3)政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市
担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室 TEL:03-3501-2963

都市防災総合推進事業

内容	○地区公共施設等整備 ・地区公共施設(道路又は公園、広場等) ・地区緊急避難施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を含む)
対象	地方公共団体、防災街区整備推進機構等
補助率	1/2(用地費、間接補助は1/3)等
備考	・地区緊急避難施設は、災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設(災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所であること等) ・指定緊急避難場所に必要な最低限の機能(感染症対策に資する機能を含む。)として整備するものであること ・南海トラフ特措法又は日本・千島特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については補助率2/3
担当部局	国土交通省 都市局 都市安全課 TEL:03-5253-8400

都市安全確保拠点整備事業

内容	<p>○溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地(都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設に限る)の整備を支援。</p> <p>○都市計画法に定める特定公益的施設のうち、以下の施設において、安全確保に必要な機能を設置する場合、補助対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応施設(備蓄倉庫等の災害時の用にのみ供する施設) ・特定避難支援施設(医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等の災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設) ・その他安全確保施設(災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分)
対象	地方公共団体(間接交付含む)
補助率	1/2
備考	<p>次の要件を全て満たす地区を補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設 ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内(DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域)
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

都市再生整備計画事業

内容	<p>○地域生活基盤施設</p> <p>地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設)</p>
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)
備考	<p>交付対象は市町村が作成した地域のまちづくりに関する計画(都市再生整備計画)に記載された地域生活基盤施設の整備。</p> <p>次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること ④整備施設が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること <p>※上記以外についても、都市再生整備計画に基づく地域創造支援事業等として実施することにより交付対象となる場合があります。</p>
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

住宅・建築物安全ストック形成事業

内容	<p>○住宅・建築物耐震改修等事業</p> <p>①避難所等の耐震改修に関する事業 小・中学校や公民館など災害時に避難所等として使用されるもののうち、地域防災計画に位置付けられている等の建築物が対象</p> <p>②避難所等以外の耐震改修に関する事業</p>
対象	地方公共団体等
補助率	<p>①地方公共団体が実施する場合：国1／3 地方公共団体以外が実施する場合：国1／3、地方1／3</p> <p>②地方公共団体が実施する場合：国11.5% 地方公共団体以外が実施する場合：国11.5%、地方11.5%</p>
備考	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断義務付け建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）において、より充実した補助を行っています。
担当部局	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517

下水道総合地震対策事業

内容	災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステム
対象	地方公共団体
補助率	1／2等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「マンホールシステム」：マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設 ・防災拠点又は避難地について、マンホールを含む下部構造物が補助対象となる。（便器及び仕切り施設（テント等）は除く。）
担当部局	国土交通省 下水道部 下水道事業課 TEL:03-5253-8430

都市構造再編集集中支援事業

内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設)
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	1/2(立地適正化計画※の都市機能誘導区域内等)、45%(立地適正化計画の居住誘導区域等) ※都市再生特別措置法の規定により、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。
備考	交付対象は「立地適正化計画」に基づき実施する、市町村が作成した地域のまちづくりに関する計画(都市再生整備計画)に記載された地域生活基盤施設の整備。 次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること ④整備施設が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること ※上記以外についても、都市再生整備計画に基づく地域創造支援事業として実施することにより支援対象となる場合があります。
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

内容	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援 ①建築物耐震対策緊急促進事業 大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保を目的とした耐震診断、補強設計、耐震改修(耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの)等に対する支援 ②一時避難場所整備緊急促進事業 水害時の避難者への対応を目的とした避難者の受け入れに付加的に必要なスペース、防災備蓄倉庫、電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する支援
対象	地方公共団体等
補助率	①地方公共団体が実施する場合:国1/3等 地方公共団体以外が実施する場合:国1/3、地方1/3等 ②地方公共団体が実施する場合:国1/2 地方公共団体以外が実施する場合:国2/3、地方1/3
備考	事業期間:令和3年度～令和5年度
担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

内容	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。
対象	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設 (例 庁舎、公立病院、公民館、公立の学校等)
補助率	1号事業: 2/3(市区町村等であって、太陽光発電設備・コージェネレーションシステム以外の再生可能エネルギー設備又は未利用エネルギー活用設備の導入事業の場合、又は離島の場合) 1/2 (市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合) 1/3(都道府県・指定都市の場合) 2号事業: 1/2、上限500万円
備考	令和3～7年度までの事業。
担当部局	環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課 TEL:03-5521-8233

○避難所機能強化に活用できる主な財政支援一覧

(令和5年4月1日時点)

			避難所となる施設等に必要機能																			自治体負担分に対する 起債充当率及び 交付税措置率	国担当部局			
担当省庁	補助事業等名称	補助率	水(食料・飲料)			照明、電気・ガス							情報通信			トイレ		衛生		寝床・寒さ対策、暑さ対策、バリアフリー				備蓄		
			耐震性貯水槽	防火水槽	浄水・耐震プール	防災井戸	貯水槽蛇口	自家発電設備(据置)	自家発電設備(可搬)	自家発電設備(燃料貯蔵バ、供給設備)	太陽光発電設備・太陽熱利用設備	蓄電池	ガス変換器	調理場(室)	防災無線	衛星電話	校内LAN	トイレ	マンホールトイレ	シャワー	和室	空調設備(冷暖房)	バリアフリー化		備蓄倉庫	
文部科学省	新增築	1/2等	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%等	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-4871		
	改築	1/3等	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%等	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-2466		
	地震補強	1/2等																				地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%				
	長寿命化改良事業※1	1/3等	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%等			
	大規模改造	1/3等												○	○				○	○	○		地方債充当率:75% 交付税措置:30%等			
	防災機能強化事業	1/3	○	○		○										※3	○						地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-4871		
	太陽光発電等導入事業	1/2							○	※4													地方債充当率:90% 交付税措置:30%等			
	学校給食施設整備事業	1/3等						※5				○											地方債充当率:90% 交付税措置:約8.3%等			
	学校体育諸施設整備事業	1/3等			○												△		△	※6	△		地方債充当率:75% 交付税措置:50%等	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) TEL:03-6734-2672		
	社会体育施設整備事業	1/3等			○											△		△	※6	○			地方債充当率:75%			
総務省	緊急防災・減災事業債(地方単独事業)	—	○	○		○		※7	※7	※7	※7	指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設や指定緊急避難場所及び指定避難所において避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設が対象										○	地方債充当率:100% 交付税措置:70%	総務省自治財政局地方債課 TEL:03-5253-5628		
	防災対策事業債(地方単独事業)	—	○	○		○		※7	※7	※7	※7											○	起債充当率:75% 交付税措置:35%等			
	緊急防災・減災事業(特別交付税)	—							※8		※8									※8		※8	交付税措置:70%	総務省自治財政局財政課 TEL:03-5253-5613		
消防庁	消防防災施設整備費補助金	1/2、1/3	○																				—	消防庁消防・救急課 TEL:03-5253-7522		
農林水産省	農山漁村地域整備交付金(農地防災事業(農村災害対策整備事業))	1/2等																					起債充当率:90% 交付税措置:20%等	農村振興局整備部 防災課 広域防災班 TEL:03-3502-6430		
	農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)	1/2等																								
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金(漁港機能高度化目標)	1/2等																					地方債充当率:100% 交付税措置:70%等	漁港漁場整備部 防災漁村課環境整備班 TEL:03-6744-2392		
エネルギー庁	災害時に備えた社会的インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	1/2、2/3						※9	※9			○											—	資源エネルギー庁 石油流通課 TEL:03-3501-1320		
	災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	1/2、1/3						※10															—	資源エネルギー庁 ガス市場整備室 TEL:03-3501-2963		
国土交通省	社会資本整備総合交付金等(※12)	都市防災総合推進事業(※13)	1/2、1/3	○			○																起債充当率:90% 交付税措置:20%	都市局都市安全課 TEL:03-5253-8400		
		都市安全確保拠点整備事業(※15)	1/2																					起債充当率:90% 交付税措置:20%	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412	
		都市再生整備計画事業	概ね4割	○			○																	起債充当率:90% 交付税措置:20%	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412	
		住宅・建築物安全ストック形成事業	1/3等																						起債充当率:90% 交付税措置:20%	住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517
		下水道総合地震対策事業	1/2等														○							起債充当率:100% 交付税措置:70%	下水道部下水道事業課 TEL:03-5253-8430	
	都市構造再編集中支援事業(※16)	1/2等	○			○																		地方債充当率:90% 交付税措置:20%等	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412	
	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(※17)(※18)	1/3、1/2等																						地方債充当率:90% 交付税措置:28%等	住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517	
環境省	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備導入推進事業	1/2等								○	○												地方債充当率:100% 交付税措置:50%等	大臣官房地域脱炭素推進課 TEL:03-5521-8233		

凡例 ○:それを目的とした整備が可能
△:新增築、改築、長寿命化改良事業、大規模改修とあわせて行う際に補助対象となる(※21)
※1 計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事が補助対象となる。
※2 校舎と同一棟の場合は補助対象となる。付帯施設は補助対象外となる。
※3 屋外便所の設置に限る。
※4 太陽光発電設備と併せて設置する場合、補助対象となる。ただし、太陽光発電設備設置校に限り、単体設置が可能。
※5 共同調理場の新增築と併せて新規に整備する場合に限る。
※6 新增築や改築の場合のみ、柔道場の畳も対象となる。
※7 非常用電源として認知されているものが対象となる。可搬タイプのものは適性のあるものに限る。
※8 東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適性経費に限る。
※9 自家発電機、空調設備のみの導入は不可。燃料貯蔵設備を導入することが必須の要件。
※10 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスローゼーションシステムが対象。
※11 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンが対象。
※12 社会資本整備総合交付金事業等において、上記に印のある施設以外についても、基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業は、効果促進事業として交付対象とできる場合がある。
※13 本事業は指定緊急避難場所が対象であるため、当該避難所が指定緊急避難場所である場合、補助対象となる。
※14 指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること。
※15 都市計画法に規定する一団地の都市安全確保拠点施設の特定公益施設において、安全確保に必要な機能を設置する場合、補助対象となる。
※16 立地適正化計画の都市機能誘導区域又は居住誘導区域内に整備される場合、補助対象となる。
※17 本事業は避難場所が対象であるため、当該避難所が避難場所を兼ねていて、本事業の要件を満たす場合、補助対象となる。
※18 水害時に避難者を外部から一時的に受け入れるために付加的に必要な施設・設備の整備費用が補助対象となる。
※19 太陽光発電等の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用する発電設備と合わせて設置する場合、補助対象となる。

この表は、避難所整備に関する防災対策として想定される主な事業を例示したものです。各制度には財政支援等のための要件があり、また、変更もありますので、詳細についてはそれぞれの制度を所管する省庁に照会・相談して下さい。